



2022年5月20日

各 位

会社名 伊藤忠食品株式会社
代表者名 代表取締役社長・社長執行役員 岡本 均
(コード番号：2692 東証プライム)
問合せ先 経本部長 濱田 英樹
(TEL. 03-5411-8597)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月20日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月23日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

(1) 株主総会の招集に係る変更

2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第70号。以下「産競法」という。）」が施行され、上場会社において、定款に定めることにより、一定の条件のもと場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が認められました。当社におきましても、感染症や自然災害を含む大規模災害等への対策や社会全体のデジタル化の進展等を念頭に、場所の定めのない株主総会の開催を可能とすることは、株主総会の開催方式の選択肢を拡充し、株主の皆さまの利益に資するものと考え、現行定款第12条を変更するものです。

なお、当該定款変更の効力発生は、産競法の定めにより株主総会の決議に加え、株主の利益に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件といたします。

(2) 株主総会資料の電子提供制度に係る変更

「会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）」附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものです。

- ①株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第18条）は不要となるため、これを削除するものです。
- ②変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。
- ③変更案第18条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
- ④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(株主総会の招集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>2. 株主総会は、本店所在地または隣接する地のほか東京都区内において、これを招集することができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(株主総会の招集)</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. <u>当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第18条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第18条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>附 則</p> <p>第1条 <u>変更前定款第12条(株主総会の招集)の変更は、当社が実施する場所の定めのない株主総会が、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けた日をもってその効力を生じるものとし、本条は、効力発生日をもってこれを削除する。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>第2条 <u>変更前定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第18条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p>

現行定款	変更案
	<p data-bbox="874 141 1469 353">2. <u>前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="874 394 1469 495">3. <u>本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年6月23日
定款変更の効力発生日	上記1.(1) 2022年6月23日または上記1.(1)に記載のとおり経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日のいずれか遅い日
	上記1.(2) 2022年6月23日

以上